

国立大学法人京都工芸繊維大学における公的研究費の適正な使用のための行動規範

平成19年10月2日

学長裁定

最終改正 令和3年12月1日

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）における運営費交付金、奨学寄附金、共同研究費、受託研究費及び競争的研究費等の本学が受入れ管理する全ての研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な使用を維持するため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（以下「構成員」という。）が遵守すべき行動規範を次のとおり定める。

- 第1 構成員は、公的研究費が自らの発意に基づいて獲得されたものであっても、当該研究の遂行は、機関の長である学長の指示によって行うものであるから、当該公的研究費の管理責任は、機関管理を行う本学にあることを認識しなければならない。
- 第2 構成員は、公的研究費が国民の税金など国民の負託によるものであることを認識し、公正かつ効率的・効果的な研究費の使用に努めるとともに、その執行を行うに当たっては公的研究費に係る法令等を遵守しなければならない。
- 第3 構成員は、専門的知識の取得に努め、公的研究費の適正な執行を確保しなければならない。
- 第4 構成員は、公的研究費の使用について不正があると知ったときは、通報窓口に通報しなければならない。